

## 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人ほくと育英会(以下「この法人」という。)の定款第13条の規定に基づく「評議員に対する報酬等の支給の基準」並びに定款第26条の規定に基づく「理事及び監事に対する報酬の総額及び報酬の支給の基準」について定めると共に役員及び評議員の職務執行に伴う費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与其他職務の対価として受ける財産上の利益及び退職手当等であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

### (理事及び監事に対する報酬等の総額)

第3条 理事及び監事に対する各年度の報酬等の総額は次の金額の範囲内とする。

- (1) 理事 60万円
- (2) 監事 20万円

### (報酬等の支給基準)

第4条 理事、監事及び評議員(以下「役員等」という。)が、次の各号に掲げる業務等に従事したときは、その都度、日当として別表1に掲げる金額を支給する。ただし、役員等が京都北都信用金庫及びその子会社の役職員である場合は支給しないものとする。

- ( 1 ) 理事会への出席
- ( 2 ) 監事会への出席
- ( 3 ) 評議員会への出席
- ( 4 ) 奨学生選考委員会への出席
- ( 5 ) 奨学生応募者の面接
- ( 6 ) その他理事長が必要と認めた業務

( 費 用 )

第5条 この法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、別添「職務執行に伴う費用弁済の基準」により、請求のあった日から遅滞無く支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

( 支 給 又 は 支 払 方 法 )

第6条 この法人の報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

( 公 表 )

第7条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

( 改 廃 )

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

( 補 則 )

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

( 附 則 )

第10条 この規程は、公益財団法人ほくと育英会の設立の登記の日から施行する。